

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき、公告する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 7 日

下関市長 前田 晋太郎

- 1 業務名 基幹農道保全対策事業 農道法面機能診断調査業務
- 2 業務場所 下関市 市内一円
- 3 業務内容 仕様書（別紙 1）のとおり
- 4 委託期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで
- 5 入札参加条件
 - （1）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - （2）この公告の日から本業務の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
 - （3）管理技術者及び照査技術者として、技術士「総合技術監理部門（道路）又は建設部門（道路）」又は R C C M「道路」の資格保有者、その他の国交省登録資格（施設分野：道路 業務：計画・調査・設計）のいずれかの資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を置くことができること。
 - （4）下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿：建設コンサルタント（道路部門）に登録されてされており、所在地区分が「市内」、「準市内 1」、「準市内 2」のいずれかであること。
 - （5）道路土工構造物（法面）の機能診断調査の実績を有すること。
 - （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生
手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21
条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定
による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可
が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

6 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 下関市農林水産振興部農林水産整備課及び下関市ホームページ
（所在地）下関市唐戸町4-1 カラトピア4階
（電話） 083-231-1260
（FAX）083-231-4786
- (2) 日時 令和8年 9月 7日（月）9時から
令和8年 9月18日（金）16時30分まで

7 入札参加申請方法

「入札参加資格確認申請書（別紙2）」及び「契約実績（別紙4）」を
下関市農林水産振興部農林水産整備課に持参又は郵送すること。

郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付けるが、次項に示す提出期限内
に必着のこと。

8 入札参加申請書提出期限

令和8年 9月18日（金）16時30分までとする。

9 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書（別紙3）」に
より、令和8年 9月28日（月）17時までに通知する。

承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

10 質問の方法

- (1) 本入札に関する質問は、ファクシミリによること。
(2) 質問の期限は、令和8年9月18日（金）15時までとする。
(3) 質問の回答は、速やかに質問者のみにファクシミリにより回答する。

11 入札日時等

- (1) 入札日時 令和8年9月30日（水）10時00分

(2) 入札場所 カラトピア5階 会議室C

1.2 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

1.3 入札方法

(1) 持参によること。郵便による入札は認めない。

(2) 入札において使用する入札書は、別添様式（別紙6）を使用すること。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人が入札する場合は、委任状（別紙5）を入札時までに提出すること。

1.4 その他

(1) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格が無いと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市農林水産振興部農林水産整備課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。

(3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。

(5) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。

ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。

イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。

ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。

エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。

オ 同一人が同一事項に対して2通以上したもの。

カ 虚偽の申請を行った者のしたもの。

キ 金額を訂正した入札書によるもの。

ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(6) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

(7) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

(8) 入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

(9) 入札参加申請に係る費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。

1 5 問い合わせ先

〒750-0005

下関市唐戸町4-1 カラトピア4階

下関市農林水産振興部農林水産整備課 担当 明井

電話 083-231-1260

FAX 083-231-4786